



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0813 岡山市石関町2番1号 県総合福祉会館6F
総務企画部 Tel.(086)226-3511(代表) Fax.(086)227-3566
地域福祉部 Tel.(086)226-3511 Fax.(086)227-3566
福祉人材部 Tel.(086)226-3511 Fax.(086)801-9190
岡山県ボランティアセンター Tel.(086)226-3511 Fax.(086)227-3566
岡山県福祉人材センター Tel.(086)233-7004 Fax.(086)801-9190
岡山福祉サービス利用支援センター Tel.(086)226-4145 Fax.(086)227-3566
URL <http://www.fukushiokayama.or.jp/> e-mail shakyo@fukushiokayama.or.jp

おかやま ほっとプラン

第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

計画の策定にあたって

平成12年は介護保険の実施とともに社会福祉法等の施行など、社会福祉基礎構造改革が具体化し、社会福祉をめぐる動向は大きな変化を見せてきています。特に社会福祉法では、利用者の保護・支援のための仕組みの構築や地域福祉の推進が明確に規定され、新しい福祉理念のもとで、諸制度が実施されることになっています。

なかでも、都道府県社会福祉協議会については、地域福祉権利擁護事業や苦情解決事業をはじめ、社会福祉を目的とする事業を経営する者に関する指導及び助言や従事者の養成研修等の諸事業を行うことが規定されました。そのため、これからの中の福祉の根幹となる事業を各種関係機関・団体との協働のもとで、積極的に推進していく組織として、その役割が求められているところであります。岡山県社会福祉協議会では、このような状況を踏まえ、事業、組織、財政等を見直し、今後の方向性と役割を明らかにすることを目的に、計画策定委員会を設置し、「おかやま ほっとプラン／第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画（平成13年度～15年度）」を策定いたしました。

この計画は、岡山県社会福祉協議会の現状と課題を整理したうえで、今後3年間で取り組むべき事業・活動や、強化すべき組織・財政等の活動基盤の強化を8つの柱で示しています。

今後の地域福祉を推進していくにあたり、岡山県社会福祉協議会は「住民主体に基づく福祉コミュニティづくり」を基本的方向として、県民誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるような社会づくりを目指して、この計画を推進してまいりたいと思います。

最後に、活動計画策定にあたりまして、ご指導ご協力をいただきました委員の方々に心から感謝を申し上げます。

平成13年3月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会長 定金聰

計画の検討にあたって

本計画は、岡山県社会福祉協議会（以下「岡山県社協」）が、社会福祉の充実と発展をめざすため、現状の課題を踏まえ、今後3年間の活動強化を図ることを目的としたものです。

本計画は、岡山県社協の役割と機能を明確化し、より効率的な運営を実現するための指針として位置づけられています。

第2次

岡山県社会福祉協議会活動強化計画

本計画は、岡山県社協の活動強化を目的としたもので、現状の課題を踏まえ、今後3年間の活動強化を図ることを目的としたものです。

本計画は、岡山県社協の役割と機能を明確化し、より効率的な運営を実現するための指針として位置づけられています。また、本計画は、岡山県社協の活動強化を目的としたもので、現状の課題を踏まえ、今後3年間の活動強化を図ることを目的としたものです。

目次

計画の検討にあたって	1
1. 岡山県社協を取り巻く現状と課題	2
2. 基本的な方向	4
3. 3年間の重点目標	5
4. 推進計画	6
5. 計画体系図	18
資料	21
・計画策定要綱	
・第1次計画総括	
・委員名簿及び経過報告	
・計画の進行システム図	
・社会福祉法	

計画の検討にあたって

少子・高齢社会を迎え、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、国においては、介護保険の実施や社会福祉基礎構造改革など、21世紀を迎えて、福祉社会の基礎づくりが進められています。

なかでも、このたび名称も新たに改正された社会福祉法では、福祉サービスの提供が「措置制度」から「利用・契約制度」へ転換を図り、人としての尊厳を保持し、自立を支援するという福祉の基本的理念のもとに、地域福祉権利擁護事業や苦情解決事業など利用者の権利を擁護していく仕組みやサービスの質の向上を目指す自己評価や第三者評価などの創設が新たに規定されました。さらに社会福祉協議会においては、「地域福祉の推進役」としての役割が明確に位置づけられたことは、ご周知のとおりであります。

こうした状況を背景として、平成8年に5ヶ年を推進期間として策定された「岡山県社会福祉協議会活動強化計画」(以下「第1次計画」という。)を見直し、新しい時代の福祉需要に積極的に対応していくための方向性を示すべき第2次計画策定の検討について、平成12年7月、岡山県社会福祉協議会長より諮問を受けました。

検討にあたっては、岡山県社会福祉協議会を取り巻く現状と課題について整理・分析作業を行った上で、従来から市町村社会福祉協議会や社会福祉施設、関係機関団体等との連携によって取り組んできた「住民主体の福祉活動の推進」や「保健・福祉・医療等、社会福祉に関わる関係機関・団体のネットワーク化及び協働活動」の強化へ向けての今後の事業展開のあり方や「利用者の保護・支援の仕組みの構築」、「福祉サービスの質の向上へ向けた指導・助言及び従事者の養成・育成」等ここで新たに求められることとなった機能・役割のあり方などについて、広く関係者、機関・団体の方々からご意見をいただきました。

その結果、岡山県社会福祉協議会が中・長期にわたり実現していくべき基本的な方向とともに、この3年間における事業目標や組織運営基盤の強化方針など、これから地域福祉を総合的に推進していくための、具体的な方策の提案として、『おかやま ほっとプラン／第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画(H13~15)〔答申〕』をとりまとめ、定金 聰会長に報告させていただきました。

この計画の愛称『ほっとプラン』は、「熱い心」で推進し、「ほっと」できる生活の実現を願い付けてものです。今や社会福祉のひときわ大きな変革の時期でありますだけに、岡山県社会福祉協議会がこの計画の趣旨をふまえ、今後の地域福祉の推進についての歩みを着実に進めていかれることを心より期待申し上げます。

平成13年1月

第2次岡山県社会福祉協議会

活動強化計画策定委員会

委員長 安斎芳高

1 岡山県社協を取り巻く現状と課題

— 計画策定における背景 —

(1) 福祉サービス利用者の主体性の確立

社会福祉基礎構造改革における理念は、「社会福祉の目的は、国民自らが自らの生活を自らの責任で営むことを基本に、個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域のなかで、その人らしく自立した生活を送れるよう支援すること」と定義され、これにより社会福祉のあり方は、いわゆる“措置から利用契約へ”と大きく変革し、“利用者の主体性の確立”が明確に位置づけられた。即ち、サービスを提供する者とそれを利用する者との対等な関係の確立等、より利用者の立場に立った制度への転換が図られることになった。

そのため平成12年6月社会福祉法の成立によって、すべての利用者が適切な福祉サービスを選択し、利用できるようにするための地域福祉権利擁護事業、あるいは苦情解決の仕組みの導入といった利用者の保護・支援の仕組みを構築するとともに、利用者への良質なサービス提供へ向けた情報開示の推進や社会福祉法人の健全な経営、福祉サービスの自己評価・第三者評価の充実へ向けて各種取り組みが緊急の課題となつた。

(2) 多様な生活福祉ニーズへの対応

本格的な少子・高齢社会の到来と地域や家族機能の低下が進むなかで、すべての人々が住み慣れた場所で、個人の尊厳の保持と自立した生活が送れるようにすべきであるという（ノーマライゼーション）理念の定着など、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化し、地域における生活福祉ニーズもまた多様化し、普遍化してきている。

本県においても、全国平均を上回る速さで少子化・高齢化が進展するなど、福祉問題は大きな社会問題となっている。このような状況のなか、地域福祉の推進を目的とする社協に寄せられる期待には、大変強いものがあり、特に岡山県社協としては、県民や福祉関係機関・団体からの多様な相談に対応していくための総合相談機能の強化や社会福祉の情報発信の拠点としての情報提供機能、あるいは県内の福祉課題に対する調査研究・政策提言機能をさらに強化・拡充していくことが求められている。

(3) 福祉コミュニティづくりの推進役として

「地域福祉の推進」は、国民全体の課題であり、社会福祉法において市町村社協は、「地域福祉の推進」を目的とする団体として、新たに明確化されたところである。社会福祉法第4条において、「地域住民、福祉サービス事業者、福祉を目的とする活動を行う者の相互の連携・協力のもと、サービス利用者の日常的な自立支援と社会参加を支えていくこと」とされており、“地域住民”と“福祉を目的とする活動を行う者”も地域福祉の担い手として明確になった。

その意味において、岡山県社協は、社会福祉法における「地域福祉の推進」の意義を十分に踏まえ、市町村を基盤とした住民の福祉活動への積極的な参画促進と市町村社協、福祉施設及び民間福祉関係機関・団体、市民活動団体・NPO、ボランティア団体等、幅広い関係機関・団体との協働による福祉コミュニティづくりの推進役としての役割が求められている。

(4) 社会福祉法人等の経営に関する指導・助言機能の強化

社会福祉基礎構造改革をはじめ介護保険制度の実施により、社会福祉法人をとりまく経営環境は大きな変換期を迎えたといえる。特に介護保険によって、これまで高齢者介護に関する社会福祉サービスを担ってきた市町村社協、社会福祉施設等社会福祉法人は、措置費制度から保険収入による自立的な経営へと移行することになった。

そこには、良質な社会福祉サービスの提供と法人経営の手腕が問われることを意味しており、従来、あまり意識されなかった経営の採算性など事業全般にわたった見直しが求められている。具体的には、社会福祉法人としての事業経営理念の確立や各事業の効率とコスト意識の高揚、さらに経営のノウハウや組織内部の経営体制の改善を図ることが急務の課題となっている。

こうした状況のなか、都道府県社協においては、社会福祉法第108条において「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」が明記されるなど、利用者の視点に立った効率的かつ効果的なサービス経営へ向け、適切な指導・助言を行っていくための機能強化が求められている。

(5) 市民参加と多様な供給主体への対応

市民の福祉への関心と参加意識も高まってきている。従来からの住民参加型福祉サービス団体における活動の高まりもさることながら、特定非営利活動促進法の制定（平成10年）により、NPO法人の認証がはじまり、県内においても認証を受けた多くのNPO団体が、福祉活動に取り組み始めている。さらに介護保険の指定事業者としての事業をはじめ、福祉コミュニティづくりや介護支援システムに厚みをつけるための積極的な活動、たすけあい・支えあいを基調にした市民活動のパワーは、着実な広がりをみせている。

今後は、行政及びこれまで社会福祉事業の中心的役割を担ってきた社会福祉法人に加え、NPO、そして各種民間事業者など、多様な供給主体により、福祉サービスが展開されるなかで、岡山県社協は、どのような役割を果たし、対応していくべきのか、また介護をはじめ、福祉と保健・医療のサービスが複合的に提供されている実情をふまえ、福祉という枠組みにとらわれず、地域における総合的な生活支援のケアシステムをどのように確立していくべきのか等、新たな指針づくりが必要となつてきている。

(6) 岡山県行政計画との連携

岡山県行政では、“快適生活県おかやまの実現”を基本目標とし、“創造と共生”を基本理念とした「岡山県長期ビジョン」を策定し、県政が進められている。このビジョンのもと、福祉の分野において、高齢者に関する保健福祉の向上を包括的、総合的に進めるものとして「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」が策定された。

また障害のある人もない人も共に個人として尊重され、社会の一員として支え合いながら生活し、活動できる社会づくりをめざすものとして「岡山県障害者長期計画」が、そして県民が子育てに夢がもてる環境を整備するためのものとして「おかやまいきいき子どもプラン」が策定されたのである。今後、岡山県社協の事業推進に際しては、これら県行政の計画と十分に連携を図りながら推進していく必要がある。

2 基本的な方向

今後の地域福祉を推進していくにあたって、岡山県社協は、その果たす役割について、“住民主体に基づく福祉コミュニティづくり”を基本的な方向として目指すべきである。

これは、岡山県社協が実施するすべての取り組みにおいて、地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく地域福祉の土壌をつくりあげていくとともに、住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体とネットワークを形成し、この連携のもとで、“県民誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活が送れるような社会づくり”を目指していくものであることを意味するものである。その実現のためには、

地域における住民同士の支えあいの意識を高め、住民の主体的な活動への参加と支援を促進していくとともに、社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働を図っていくなかで福祉コミュニティづくりを進めていく

福祉サービスの質の向上や利用者とサービス提供者の対等な関係の確立へ向けて、社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働のもと、サービス利用者の福祉に関する権利を守るために利用者保護・支援の仕組みづくりや社会福祉事業の経営における環境整備へ向けての支援を行っていく

将来にわたって安定した福祉マンパワーの確保のための環境整備と地域福祉推進を担うことができる専門性の高い福祉人材の養成・育成を進めていく

県民や社会福祉に関わる多様な関係機関・団体からの様々なニーズに対し、これを広く受けとめ解決へつなげていけるよう、県域における総合相談・情報提供の拠点のさらなる強化・拡充を行っていく

県域レベルの福祉課題について、社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働のもと、調査研究を行い、その結果に基づき課題の解決を目的とする新たなモデル事業の開発等の企画立案を図っていく。さらに課題の解決にあたりソーシャルアクションの必要性が認められるときは、広く行政、あるいは関係機関・団体等へ提言していく

などに取り組む必要がある。



3 3年間の重点目標

この計画の基本的な方向である「住民主体による福祉コミュニティづくり」を進めていくためには、権利の主体である県民一人ひとりが自分らしく生きていく力を高めていくことを基本に、援助を必要とする人々を支援していくことが重要である。それには、岡山県社協がこの3年間における計画推進にあたり、特に重点を置いて進めていくべき次の目標を関係機関・団体と協働しながら事業を進めていく必要がある。

(1) 住民参加による福祉活動の促進と地域福祉の総合的な推進

地域福祉の推進役としての市町村社協の機能強化を一層図るため、住民参加による新たな在宅福祉サービスの開拓や、全県的共通課題として、小地域福祉活動を基盤にした福祉ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロン等の実施による日常生活圏での福祉コミュニティづくりへ向けた生活支援の仕組みづくりを促進し、予防・福祉増進活動に重点を置いた取り組みの推進を図る。

また、こうした活動を地域に根づかしていくために、多様に広がるボランティア活動や市民・NPO活動の県域のネットワーク、あるいは市町村域における各種団体のネットワーク化を促進するなかで、県民への福祉教育基盤の充実を図っていくとともに、地域福祉の総合的な推進体制の確立へ向け、市町村社協が策定する中・長期を展望した「地域福祉活動計画」の策定促進と、「市町村地域福祉計画」の普及・啓発並びに「都道府県地域福祉支援計画」策定への積極的な参画に努めていく。

(2) 福祉サービス利用者の保護・支援の仕組みづくりの確立

県民をはじめ福祉サービス利用者が十分な知識と情報をもってサービスを選択し、事業者と対等な関係のもとにサービスを利用できるよう支援することを基本に、地域福祉権利擁護事業等判断能力が不十分な人のサービスの選択や決定を引き出すためのサービス利用支援の拡充、自分に合った質の良いサービスを選択していくための、情報提供、相談、学習活動強化と体制整備、またサービス利用に際した不満や苦情について、適切な対応を図るための苦情解決事業を事業者等との連携のもとに進めなど、福祉サービス利用者の保護・支援の仕組みづくりに取り組む。

(3) 福祉サービス事業者への経営相談等、助言・支援体制の強化と福祉人材の養成・育成

福祉サービス事業者への支援として、経営基盤の強化・サービスの質の向上・事業経営の透明性の確保に向けた経営相談等（経営組織・事業管理・財務管理・人事管理等）の機能を強化する。

また、地域福祉を担う人材を安定して確保するための養成・環境整備に取り組むとともに、福祉従事者に対する質の高いサービスを提供するための研修や、NPO・ボランティア活動等住民の主体的な福祉活動を推進するリーダー層の養成・育成に向けた研修事業の充実と体系化を図る。

4 推進計画

(1) 市町村を基盤とする地域福祉の総合的推進・支援

市町村社協の機能強化により、市町村を基盤とした住民参加の活動を活性化するとともに、公私協働を促進し、日常生活圏を基盤とする生活支援の仕組みづくりや1人ひとりの生活課題に応じた支援の取り組みの充実、福祉コミュニティづくりへ向けた地域組織化活動等、総合的な地域福祉の展開の推進・支援を図っていく。

① 住民参加の介護予防・日常生活支援活動の推進及び研究・開発

介護予防・日常生活支援を目的とした「ふれあい・いきいきサロン」、「住民参加型在宅福祉サービス」等、住民と共に、地域における日常生活支援活動を積極的に推進するとともに、実践上の課題・問題点についての研究や新たなモデル事業の開発を行う

【主な実施事業として】

- ・住民参加型在宅福祉サービス実施社協の連絡会開催
- ・ふれあい・いきいきサロン啓発セミナーの開催
- ・有償許可の福祉移送サービスの推進
- ・在宅福祉開発推進委員会の運営

② 小地域福祉活動・地域組織化活動の推進

地域における身近な生活圏ごとの要援助者の日常的な見守り・支えあいのネットワークづくりへ向けて、福祉委員制度や地区社協設置の推進、あるいは地域のキーパーソンの育成などを行う

【主な実施事業として】

- ・小地域福祉活動のキーパーソン育成のための各種研修の実施
- ・小地域福祉ネットワーク基礎理解研修の実施（社協職員向け）
- ・地区社協づくりガイドブックの作成
- ・福祉委員普及・啓発ガイドブックの作成

③ 市町村社協におけるサービス利用者の保護・支援の仕組みづくりの促進

地域における要援助者に対する日常的な生活支援をよりきめ細かなものにしていくために、地域福祉推進の要となる市町村社協における地域福祉権利擁護事業、福祉サービス利用援助事業、あるいは苦情解決の仕組みの導入についての定着を図っていく

【主な実施事業として】

- ・地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の位置づけ周知
- ・苦情解決体制の整備に向けた会議・研修の実施
- ・苦情受付担当者等の資質向上のための研修の実施



④ 市町村社協の地域福祉活動計画の策定推進と市町村地域福祉計画の啓発

地域福祉を推進していく上で、地域住民及び福祉・保健・医療等、関係機関・団体における連携・協働の総合的な行動指針となる市町村社協の「地域福祉活動計画」の策定を積極的に促進するとともに、社会福祉法に位置づけられた「市町村地域福祉計画」について、地域住民、ボランティア、市民団体及び福祉・保健・医療等関係機関・団体など含め幅広い分野からの声の反映にもとづく計画策定の実現へ向けて、先駆事例の紹介等、県民・各種関係機関への普及・啓発を行う

【主な実施事業として】

- ・地域福祉活動計画策定研修の開催
- ・地域福祉活動計画策定マニュアルの作成
- ・市町村地域福祉計画普及・啓発セミナーの開催

⑤ 地域の総合相談体制と介護保険サービスを含めた生活支援システムの確立

ふれあいのまちづくり事業や基幹型在宅支援センター事業等を推進していくなかで、住民主体による日常的なニーズの把握や支えあい活動と各専門機関との連携のあり方や多様な制度・サービス等のマネジメント技術の向上を図り、介護保険も含めたところでの地域の総合的な生活支援体制の構築を進めていく。

【主な実施事業として】

- ・ふれあいのまちづくり事業の指定
- ・ケアマネジメント技術向上のための各種研修会の実施
- ・基幹型在宅介護支援センター事業推進のためのモデル社協づくり
- ・介護保険サービスに関する情報提供

⑥ 市町村社協役職員の専門性を高める研修機能の強化

地域福祉の推進を目的とする社協役職員に必要な研修体系について検討とともに、資質向上へ向けた各種研修機能の強化を図る

【主要な具体的事業】

- ・役員（理事）の経営意識啓発研修の実施
- ・労務・人事管理及び財務（情報開示）・経営についての研修の実施
- ・高度情報化へ向けた操作教育・研修の実施

⑦ 市町村社協の運営体制等の基盤強化

介護保険サービス事業の経営も含めた事業全体の経営のあり方検討、あるいは法人社協モデル定款の改正やそれにともなう新会計基準への移行など、今後の市町村社協の組織・事業及びその推進体制等全般にわたる指針づくりを進めるとともに、それに基づく個別指導体制の検討など、整備支援の強化を図る

【主な実施事業として】

- ・市町村社協活動推進研究会の開催
(労務・人事管理及び財務・情報開示等今後の経営のあり方検討)
- ・広域化事業についてのあり方についてのモデル検討
- ・会計基準に適合した会計処理（予算・決算）への移行支援
- ・モデル定款に関わる諸規程の整備支援
- ・市町村社協推進計画「パワーアップ社協」の（策定）推進

(2) 住民の福祉活動への参加促進と福祉を目的とする団体への支援強化

住民のまちづくりや福祉活動への関心を高め、積極的な活動参加を推進していくボランティアセンター機能を充実していくとともに、多様に広がる市民活動との連携・協働を進め、住民の生活ニーズにあわせた柔軟な取り組み・活動プログラムの創造・開発へ向けての機能充実を図る。

① ボランティア活動推進機関・市民活動団体とのネットワークの推進

岡山県ボランティアグループ連絡協議会の設立や岡山NPOサポートネットワークとの連携による関係団体とのネットワークの推進を図る

【主な実施事業として】

- ・岡山NPOサポートネットワークとの連携充実
- ・岡山県ボランティアグループ連絡協議会の組織化
- ・岡山県ボランティアセンター運営委員会の運営

② 新教育課程と児童・生徒等に対する福祉教育活動の推進

教育及び福祉分野の協働したボランティア体験事業の実施や福祉教育事業の拡充を図る

【主な実施事業として】

- ・福祉教育体験プログラムの開発
- ・夏のボランティア体験事業の実施
- ・教育分野主催研修会への参加・協力（講師）

③ 市町村ボランティアセンター機能の充実強化

市町村ボランティアセンターの機能充実を図るための職員研修や個別訪問による支援を実施する

【主な実施事業として】

- ・国庫市町村ボランティアセンター指定社協への支援
- ・市町村ボランティア担当職員研修会の開催
- ・市町村ボランティアセンターへの個別訪問による支援
- ・総合ボランティアセンター構想に向けた意識改革

④ 災害時の福祉救援ボランティア活動の推進

災害時に備え、関係機関・団体との連携を効率的に行う体制の整備と研修会を実施する

【主な実施事業として】

- ・福祉救援ボランティア研修会の開催
- ・福祉救援体制（マニュアル）の整備
- ・市町村社協福祉救援ボランティアマニュアルの作成

⑤ ボランティア活動や市民活動の推進の核となる人材の養成・育成

ボランティアコーディネーターやリーダーとなるキーパーソンの研修会を実施し、ボランティア活動の人材育成をすすめる

【主な実施事業として】

- ・ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- ・福祉NPO育成支援研修の開催
- ・ボランティアリーダー研修会の開催

⑥ ボランティア活動・市民活動等に関する調査・研究の実施

ボランティアグループや市民活動団体等の調査を行うことで実態を把握し、今後のボランティア推進方策の検討資料とする

【主な実施事業として】

- ・ボランティアグループ等実態調査の実施
- ・市町村ボランティアセンター実態調査の実施
- ・バリアフリーに関する先駆的プログラムへの参画

⑦ ボランティア活動・市民活動に関する啓発・相談・支援の強化

県民に対して、ボランティア活動や市民活動への認識を深め、活動に参加する土壤づくりのための啓発・相談・支援を行う

【主要な具体的事業】

- ・各種ボランティア相談への対応
- ・インターネットを活用したボランティア情報周知広報の強化
- ・ボランティアセンター情報紙の発行

⑧ 民生委員児童委員活動等住民の主体的な生活援助活動の推進

民生委員・児童委員を核とした住民主体の生活援助活動について、「ふれあい・いきいきサロン」や子育て支援、児童虐待等に主眼をおいて推進していく

【主要な具体的事業】

- ・民生委員児童委員を核とした小地域福祉活動の推進（ふれあい・いきいきサロンの推進）
- ・心豊かな子どもを育てるための地域・家庭への援助活動の推進（児童問題に関する研修の実施）
- ・児童虐待問題への理解促進と、早期発見（解決）への協力体制づくり



(3) サービス利用者の保護・支援の仕組みの確立

福祉サービスの質の向上やサービス利用者と提供者の対等な関係の確立に向けて、社会福祉に関する多様な機関・団体等との連携・協働のもと、サービス利用者の福祉に関する権利を守るために利用者保護・支援の仕組みづくりの推進を図っていく。

① 福祉サービスの適切な利用を支援するための仕組みづくりの推進

地域福祉権利擁護事業の推進を図るなかで、福祉サービスの適切な利用を支援するための仕組みを構築する

【主な実施事業として】

- ・契約締結審査会、運営監視合議体の開催
- ・生活支援専門員・生活支援員の研修
- ・広域事業の円滑な実施に向けての会議の開催（ブロック会議、関係機関連絡会議等）
- ・利用者の実態把握や先駆的な事業展開を図るための調査・研究活動
- ・広報紙や情報紙、インターネット等を活用した広報・啓発活動の実施

② 福祉サービスに関する苦情を適切に解決するための仕組みづくりの推進

県運営適正化委員会と協力し、利用者の適正なサービス利用を担保していくための苦情解決の仕組みの導入について、市町村社協、社会福祉施設、他福祉サービス事業者への普及・啓発を図る

【主な実施事業として】 *運営適正化委員会への協力のもとで

- ・運営適正化委員会（苦情解決合議体、運営監視合議体）の運営協力
- ・事業所内の苦情解決体制の整備に向けた会議・研修会の実施協力
- ・福祉サービスの苦情解決の仕組みについての広報・啓発活動の実施協力
- ・福祉サービスに関する苦情解決を図るための関係機関・団体等との連携づくりの推進協力
- ・福祉サービスに関する苦情解決のための調査・研究活動の推進協力

③ 福祉サービス事業者への情報開示の推進

各事業所における財務諸表やサービス利用者が必要な情報を入手しやすい情報提供体制等の整備へ向けた支援を図るとともに、サービス事業者における経営の健全性、透明性の確保のための情報開示についての理解とその普及を図っていく

【主な実施事業として】

- ・社会福祉施設、市町村社協に対する支援体制の整備

④ 福祉サービスの質の確保に向けたサービス評価事業の研究

福祉サービスの質の向上にむけたサービスの基準の策定、第三者評価等における取り組みについて、検討会を設置し、全社協との協働のもとで、今後の具体的な推進指針を研究する

【主な実施事業として】

- ・第三者評価事業への取り組みについて、全社協との協働展開（取り組みについての検討会）

(4) 福祉サービスの質の確保へ向けた、福祉サービス事業者の経営助言・支援体制の強化と関係機関・団体との協働活動の推進

社会福祉施設や各種関係機関・団体との連携・協働を図るなかで、福祉サービスの質を向上させていくための情報開示や苦情対応、サービス評価等についての基盤整備を進めるとともに、社会福祉法人のサービス利用者への適正なサービス提供へつながる経営の効率化、適正化へ向けた経営相談・助言等の支援機能を強化する。

① 社会福祉サービス事業者への経営相談等、助言・支援体制の強化

サービス利用者への良質なサービス提供へ向け、法人運営体制の整備や経営分析・財務管理等の経営における助言・支援体制の強化を図るとともに、種別協議会との連携のもと、その普及・啓発のための事業を展開する

【主な実施事業として】

- ・社会福祉法人経営のマネジメント能力向上事業の実施
- ・経営相談事業（経営相談室）の実施

② 各種別協議会との連携・協働による苦情解決・情報開示事業の推進

苦情解決・情報開示に関する事業の推進を図るなかで、各種別協議会との連携・協働のもとで、福祉サービスを向上させる仕組みを構築する

【主な実施事業として】

- ・情報開示のためのガイドラインの作成
- ・苦情解決体制の整備に向けた会議・研修の実施協力・・・・・・運営適正化委員会への協力
- ・苦情受付担当者の資質向上のための研修の実施協力・・・・・・運営適正化委員会への協力

③ 各種別協議会との連携・協働による福祉サービスの質の確保へ向けたサービス評価事業の研究

福祉サービスの質の向上にむけたサービスの基準の策定、第三者評価等における取り組みについて、各種別協議会との連携・協力体制のもとで研究していく

【主な実施事業として】

- ・第三者評価事業への取り組みについて全社協との協働展開
- ・サービス評価機能についての検討会の実施



(5) 福祉人材確保のための環境整備と福祉人材養成・育成のための体制の充実

将来にわたる安定した福祉人材の確保のための環境整備と地域福祉推進を担える専門性の高い福祉人材の養成・育成を進めていく。

① 福祉人材確保を円滑に進める環境づくりの推進

多様な求人・求職者のニーズを満たすために、関係機関などの連携を図る

【主な実施事業として】

- ・養成校に対する説明会
- ・福祉事業者向け説明会の開催
- ・学生への進路相談の推進、潜在マンパワーの掘り起こし実施

② 福祉人材確保へ向けた福祉啓発、広報活動、調査研究の実施

安定した福祉人材確保に向け、幅広く福祉の啓発・広報や調査研究を行い、福祉のイメージアップや福祉の仕事内容などの理解を図る

【主な実施事業として】

- ・人材センターリーフレット等、福祉啓発、広報資料の作成
- ・他機関の広報媒体の積極活用（市町村社協広報誌等）

③ 福祉の仕事に関する就労斡旋・相談機能の充実

福祉の仕事に関する各種相談に対応するため、センター職員の資質向上に努めるとともに、情報提供体制の確立などセンター・バンク機能の充実を図る。

【主な実施事業として】

- ・担当職員の専門性の向上を図る（相談マニュアルの作成等）
- ・相談窓口機能の強化



④ 地域福祉の推進を担う福祉人材の養成・育成の推進

地域福祉の推進を担う福祉人材の養成・育成を目指し、研修事業の充実・強化を図る

【主な実施事業として】

- ・就職活動支援講習会（中高年離職者対策事業を含む）の開催
- ・小地域福祉活動のキーパーソン育成のための福祉委員リーダー研修の実施
- ・地域福祉権利擁護に係る生活支援専門員・生活支援員の育成・資質向上のため研修会
- ・研修全般の体系検討に係る局内プロジェクトチームの設置と検討作業の実施
- ・OJT推進のための福祉職員生涯研修会の実施方法検討

⑤ 社会福祉従事者の福利厚生事業の整備・充実と関係諸制度への加入促進

将来にわたって優秀な職員の確保や魅力ある職場づくりの一環として、福利厚生事業の一層の充実・整備を図る。

【主な実施事業として】

- ・関係諸制度の適正運営のための運営委員並びに事務担当者研修の開催
- ・育成財團の県社協への統合
- ・給付・助成事業の整理・充実
- ・諸制度への加入促進



(6) 県民や関係機関へ向けた総合相談体制の確立と高度情報化機能の充実

県民や社会福祉に関わる多様な関係機関・団体からの様々な相談に対応していくための総合相談体制を確立するとともに、県域における社会福祉の情報発信の拠点としての高度情報化機能の強化・拡充を行っていく。

① 多様な相談ニーズに対応する総合相談体制の構築

県民や社会福祉に関わる多様な関係機関・団体からの様々な相談に対応していくための総合相談体制を確立するとともに、業務情報の共有化の仕組みについての検討を行い、相談業務のさらなる質の向上を図る

【主な実施事業として】

- ・県域における総合相談体制のあり方についての検討（プロジェクト編成）
- ・総合相談のための情報共有化システムの検討
- ・多様なニーズに対する各種相談業務の実施
 - 地域福祉権利擁護事業に関する相談対応
 - NPO・ボランティアについての相談
 - 経営相談事業の実施
 - 就労斡旋・資格等に関する相談対応
- ... etc

② インターネットを活用した情報提供の充実

各ホームページのメンテナンス、機能拡充を行い、インターネットを活用した各種福祉に関する普及・啓発を図るとともに、ホームページを通じた各関係機関・団体への業務情報の提供機能の強化を図る

【主な実施事業として】

- ・ホームページ「おかやまふくし」の内容のリニューアルによる情報提供の充実
- ・ホームページ「びおネット」における市町村社協への情報提供の充実
- ・ホームページ「いきいきネット」における福祉・介護サービス情報提供の充実
- ・ホームページ「ぽらんていあの森」「まなびの森」によるボランティア情報提供の充実
- ・ホームページ「ハンディキャップネット」による障害福祉情報提供の充実

③ 高度情報化へ向けた普及・啓発と人材養成・操作教育の実施

より効率的な情報収集・提供のためのインターネット環境等、高度情報化基盤の整備についての普及・啓発、人材養成・操作教育を行う

【主な実施事業として】

- ・ホームページ作成フォロー研修の実施（市町村社協）
- ・関係機関・団体等への情報研修会の実施
- ・ぽらんていあの森操作担当者研修の実施
- ・社会福祉施設へ向けたインターネット環境整備に関する情報提供、調査の実施
- ・高度情報化（インフラ環境・ホームページ・アプリケーション等）に関する相談対応・支援

(7) 新たな事業を開発していくための調査研究機能の確立と企画・立案、提言活動の充実

地域や県域レベルの問題・課題について調査研究を行うとともに、モデル事業の開発等の企画・立案、提言活動を関係機関・団体との協働のもとに積極的に展開し、新たな事業の開発していくための機能の充実・強化を図る。

① 県民や関係機関への必要な福祉課題の普及・啓発

新たな社会福祉の動向、あるいは制度や指針等、県民及び関係機関・団体に共通する県域の福祉課題についての理解・啓発を積極的に進めていく

【主な実施事業として】

- ・社会福祉の動向・福祉施策等についての問題提起、普及・啓発（社会福祉大会等）
- ・福祉公開セミナーの開催
- ・新聞・ラジオ・NHK等への情報提供
- ・県社協広報紙「岡山県社会福祉」、ボランティア広報紙「YOU&I」の発行

② 政策提言機能の強化

予算対策委員会、総合企画委員会のあり方を見直し、県域の福祉課題を見据えた政策提言機能の強化を図る

【主な実施事業として】

- ・予算対策委員会機能の充実
- ・総合企画委員会機能の充実（総合企画委員会委員の再編）

③ 社会福祉に関する調査研究部門の設置へ向けての検討

社会福祉に関する県域課題について専門的な調査・研究を行うとともに、その成果をもとに関係機関・団体への政策提言、あるいは先駆事業の企画立案等が行える調査研究（シンクタンク）部門の設置へ向けての検討を行う

【主な実施事業として】

- ・プロジェクトチームの設置と今後のあり方指針づくり

④ 県域の福祉課題の解決を目的とする各種調査・研究活動の実施

県域の福祉課題の解決へ向け、各業務における調査・研究事業をより積極的に実施するとともに、調査・研究に関する情報の共有化を図り、調査研究部門の機能の1つとしてつなげていく

【主な実施事業として】

- ・広域化事業についてのモデル研究
- ・県内のボランティア活動・市民活動の実態把握・調査の実施
- ・人材確保に関する調査・研究の実施
- ・福祉サービスの第三者評価についての研究
- ・地域福祉権利擁護事業の利用実態調査
- ... etc

(8) 民間社会福祉を推進する拠点としての県社協の基盤強化

市町村社協や福祉施設等を構成員とする県社協として、組織体制の強化を図るため、役員責任体制の明確化や時代の要請に応じた会員組織の見直しをはじめ、利用者保護制度や情報化、また団体統合等新たな課題に対応していくための事務局機構の改革、そして職員の企画調整力を高める研修等の充実や局内課題を解決するための仕組みづくりに積極的に取り組むとともに、補助金・委託金に依存するだけでなく、公益的な事業や収益事業の拡大による自主財源の増強を進める。

① 役員責任体制の強化と会員制度等組織体制の整備・強化

役員の責任体制を強化するため、理事の役割分担を行うとともに、これからの中の福祉の動向を見据えての見直しを進める

【主な実施事業として】

- ・理事会機能の強化（事業担当部会、組織・財政担当部会の開催）
- ・会員構成の見直し（資格・範囲・会費基準等）

② 新たな事業や機能に応じた事務局体制の整備・強化

利用者保護制度や情報化、また団体統合等に伴う新たな課題に対応していくための事務局機構の改革を行うとともに、職員の専門性を高めるための、職場内研修を充実する

【主な実施事業として】

- ・事務局機構の改革（団体統合、情報機能の強化、種別協議会の運営のあり方等）
- ・事務局職員の資質向上（生涯研修、専門研修、資格取得の促進等）

③ 局内における企画調整力の強化・充実

福祉課題に積極的に対応し事業展開が図れるよう、局内における総合調整・企画力を向上させていくための取り組みを進める

【主要な具体的事業】

- ・調査・研究機能の体制整備に向けた検討
- ・福祉人材養成・育成関連の研修についての体系全体の見直し
- ・局内における県社協活動強化計画の評価、見直しの実施（部長会議、計画班等）

④ 局内における高度情報化基盤及び情報管理機能の強化・充実

局内 LAN を活用した情報データベースを構築し、その共有化を図り、迅速・的確な情報提供に努めるとともに、局内における情報の収集・管理体制を強化し業務の円滑化を図る

【主要な具体的事業】

- ・情報提供収集管理体制・機能の強化
(局内情報の運営体制の整備、各種福祉情報取り扱いのルールづくりと職員の意識向上)
- ・情報共有化におけるデータベースの整理促進
- ・局内及び関係機関の高度情報に関する知識・技術資質向上の推進
- ・フィルムライブラリー・福祉文庫の貸出・整備等の業務管理

⑤ 財務・人事管理等事業経営管理（マネジメント）体制づくり

健全・適正な財務管理を行うための専門家による財務のチェック・財政分析等や業務管理等の人事考課に関する検討を行うとともに、情報開示に向けた取り組みを進める

【主な実施事業として】

- ・外部専門家によるチェック体制づくり
- ・多様な雇用形態の検討、職員の技術・能力の評価システムの研究
- ・情報公開、法務対応の仕組みづくり
(ガイドラインの作成、賠償や訴訟対応、局内苦情体制づくりの整備)

⑥ 自主財源の積極的な増強と公的資金の安定的な確保

公益的な事業や収益事業の拡大に努め、自主財源の増強を進める

【主要な具体的事業】

- ・自主財源の確保（独自研修会の開催、情報サービス提供等による自主財源の確保）
- ・収益事業の拡大（図書販売の拡大、保険等斡旋手数料の拡充等）



5 計画体系図

おかやまほっとプラン
第2次岡山県社会福祉協議会活動強化計画(H13~15)

■ 基本的な方向

住民主体に基づく福祉コミュニティづくり

今後の地域福祉を推進していくにあたり、岡山県社協は、その果たす役割について“住民主体に基づく福祉コミュニティづくり”を基本的な方針に掲げ、取り組んでいくものとする。

これは、岡山県社協が行っていくすべての取り組みにおいて、地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支えあいの土壌をつくりあげていくとともに、住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体のネットワークを形成し、この両者の連携のもとで、“県民誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活が送れるような社会づくり”を目指していくものであることを意味するものである。

重視すべき指針

- 地域における住民同士の支えあいの意識を高め、住民の主体的な活動への参画と支援を促進していくとともに、社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働を図っていくなかで福祉コミュニティづくりを進めしていく。
- 福祉サービスの質の確保やサービス利用者と提供者の対等な関係の確立へ向けて、社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働のもと、サービス利用者の福祉に関する権利を守るために利用者保護・支援の仕組みづくりや社会福祉事業の経営における環境整備へ向けての支援を行っていく。
- 将来にわたって安定した福祉マンパワーの確保のための環境整備と地域福祉推進を担える専門性の高い福祉人材の養成・育成をすすめていく。
- 県民や社会福祉に関わる多様な関係機関・団体からの様々なニーズに対し、これを広く受けとめ解決へつなげていけるよう、県域における総合相談・情報提供の拠点のさらなる強化・拡充を行っていく。
- 県域レベルの課題について、社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働のもと、調査研究を行い、その結果に基づき課題の解決を目的とする新たなモデル事業の開発等の企画立案を図っていく。さらに課題の解決にあたりソーシャルアクションの必要性が認められるときは、広く行政、あるいは関係機関・団体等へ提言していく。

■ 3年間の重点目標

I
住民参加による福祉活動の促進と地域福祉の総合的推進

II
福祉サービス利用者の保護・支援の仕組みづくりの構築

III
福祉サービス事業者への経営に関する助言・支援体制の強化と福祉人材の養成・育成

■ 推進計画

1. 市町村を基盤とする地域福祉の総合的推進・支援

- ①住民参加の介護予防・日常生活支援活動の推進及び研究・開発
- ②小地域福祉活動・地域組織化活動の推進
- ③市町村社協におけるサービス利用者の保護・支援の仕組みづくりの促進
- ④市町村社協「地域福祉活動計画」の策定推進と「市町村地域福祉計画」の啓発
- ⑤地域の総合相談体制と介護保険サービスを含めた生活支援システムの確立
- ⑥市町村社協職員の専門性を高める研修機能の強化
- ⑦市町村社協の運営体制等の基盤強化

2. 住民の福祉活動への参加促進と福祉を目的とする団体への支援強化

- ①ボランティア活動推進機関・市民活動団体とのネットワークの推進
- ②新教育課程と児童・生徒等に対する福祉教育活動の推進
- ③市町村ボランティアセンター機能の充実強化
- ④災害時の福祉救援ボランティア活動の推進
- ⑤ボランティア活動や市民活動の推進の核となる人材の養成・育成
- ⑥ボランティア活動・市民活動等に関する調査・研究の実施
- ⑦ボランティア活動・市民活動に関する啓発・相談・支援の強化
- ⑧民生委員児童委員活動等住民の主体的な福祉活動の推進

3. サービス利用者の保護・支援の仕組みの確立

- ①福祉サービスの適切な利用を支援するための仕組みづくりの推進
- ②福祉サービスに関する苦情を適切に解決するための仕組みづくりの推進
- ③福祉サービス事業者への情報開示の推進
- ④福祉サービスの質の確保に向けたサービス評価事業の研究

4. 福祉サービスの質の確保へ向けた、福祉サービス事業者への経営助言・支援体制の強化と関係機関・団体との協働活動の推進

- ①福祉サービス事業者への経営相談等支援体制の強化
- ②各種別協議会との連携・協働による苦情解決・情報開示事業の推進
- ③各種別協議会との連携・協働による福祉サービスの質の確保に向けたサービス評価事業の研究

5. 福祉人材確保のための環境整備と福祉人材養成・育成の充実

- ①福祉人材確保を円滑に進める環境づくり
- ②福祉人材確保へ向けた福祉啓発・広報活動・調査研究の実施
- ③福祉職に関する就労斡旋・相談機能の充実
- ④地域福祉の推進を担う福祉人材の養成・育成の推進
- ⑤社会福祉従事者の福利厚生事業の整備・充実と関係諸制度への加入促進

6. 県民や関係機関へ向けた総合相談体制の確立と情報提供機能の充実

- ①多様な相談ニーズに対応する総合相談体制の構築
- ②インターネットを活用した情報提供の充実
- ③高度情報化へ向けた普及・啓発と人材養成・操作教育の実施

7. 新たな事業を開発していくための調査研究機能の確立とそれに基づく企画・立案、提言活動の充実

- ①県民や関係機関に必要な福祉課題について、広く普及・啓発
- ②政策提言機能の強化
- ③社会福祉に関する調査研究部門の設置へ向けての検討
- ④県域の福祉課題の解決を目的とする各種調査・研究活動の実施

8. 民間社会福祉を推進する拠点としての県社協の基盤強化

- ①役員責任体制の強化と会員制度等組織体制の整備・強化
- ②新たな事業や機能に応じた事務局体制の整備・強化
- ③局内における企画調整力の強化・充実
- ④局内における高度情報化基盤及び情報管理機能の強化・充実
- ⑤財務・人事管理等事業経営管理(マネジメント)体制づくり
- ⑥自主財源の積極的な増強と公的資金の安定的な確保